

卒業・進級判定基準

第10条 柔道整復科・鍼灸科・スポーツ科学科・スポーツマネジメントテクノロジー科・理学療法科・作業療法科
・視能訓練科・言語聴覚科・トータルビューティー科・社会福祉科・精神保健福祉科

1. 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。但し、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。
2. 社会福祉科の相談援助実習、精神保健福祉科の精神保健福祉援助実習、トータルビューティー科美容師コースの実習を伴う授業科目においては、出席時数が授業時数の5分の4に達しない者は、当該科目の評価を受けることができない。
3. 試験の成績は授業科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格点とする。但し、その各科目の評価については別に定める。
4. 合格点に満たない科目については、再試験を行うことがある。また、学科試験に欠席し、その理由がやむを得ないと認められた場合には、追試験を行うことがある。
5. 柔道整復科、鍼灸科、トータルビューティー科にて通信教育等を活用した科目は、個々の履修内容の確認を行い評価する。
6. 進級については、進級判定会議の審議に基づき、校長が決定する。
7. GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度による評価については別に定める。

出席率	定期試験	成績評価	合否
66.70%	100～90点	A	合格
	89～80点	B	
	79～70点	C	
	69～60点	D	
	59～0点	F	不合格

卒業と同時に取得する称号

称号	課程	学科名
専門士	文化・教養専門課程	スポーツ科学科(昼間部)
専門士	医療専門課程	柔道整復科(昼間部)
専門士	医療専門課程	鍼灸科(昼間部)
専門士	医療専門課程	理学療法科(夜間部)
専門士	医療専門課程	視能訓練科(昼間部)
専門士	医療専門課程	言語聴覚科(昼間部)
専門士	衛生専門課程	トータルビューティー科(昼間部)
高度専門士	医療専門課程	理学療法科(昼間部)
高度専門士	医療専門課程	作業療法科(昼間部)